

## 東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

### 1. 変更の概要

東京都市計画生産緑地地区(地区番号③、⑤、⑥)の区域について削除する。

### 2. 都市計画の案

別紙1～3（計画書、総括図、計画図）のとおり

（経緯等）

東京都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定により、「買取りの申出」が出された生産緑地地区の行為制限が解除された区域について生産緑地地区の削除を行うものである。

生産緑地法第10条に基づく買取申出は、主たる従事者の死亡または故障により当該生産緑地での営農行為が客観的に不可能となる場合に、申出が出されるものである。

なお、この申出について、中野区及び関係地方公共団体等へ買取の可否について照会したところ、いずれも買取らない旨の回答があった。農業従事者へのあっせんも行ったが、取得希望者はなかった。よって、各々の買取申出日より3か月後に、同法による行為制限の解除となった。

#### ○生産緑地地区番号と位置、面積等

地区番号③（上鷺宮四丁目地内） 面積：1,020㎡

買取申出日：平成30年7月25日、行為制限の解除日：平成30年10月25日

地区番号⑤（上鷺宮二丁目地内） 面積：1,650㎡

買取申出日：平成30年9月4日、行為制限の解除日：平成30年12月4日

地区番号⑥（上鷺宮二丁目地内） 面積：1,700㎡

買取申出日：平成30年11月2日、行為制限の解除日：平成31年2月2日

#### ○区内の生産緑地全体の地区数と面積

11地区（約1.87ha） → 8地区（約1.43ha）

### 3. 当該都市計画の経緯及び今後のスケジュール

平成31年 4月 4日

東京都知事協議

令和元年 5月13日

東京都知事協議結果通知（意見なし）

5月21日～6月4日

都市計画案の公告・縦覧及び意見収集

図書の縦覧者 0名

意見書の提出 0名

11月15日

中野区都市計画審議会（諮問）

11月下旬

都市計画変更（告示）予定

## 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

## 第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1. 43 ha

## 第2 削除のみを行う位置および区域

名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
3	上鷺宮	中野区上鷺宮四丁目地内	約1,020㎡	地区の全部
5	上鷺宮	中野区上鷺宮二丁目地内	約1,650㎡	地区の全部
6	上鷺宮	中野区上鷺宮二丁目地内	約1,700㎡	地区の全部
計	3件		約4,370㎡	

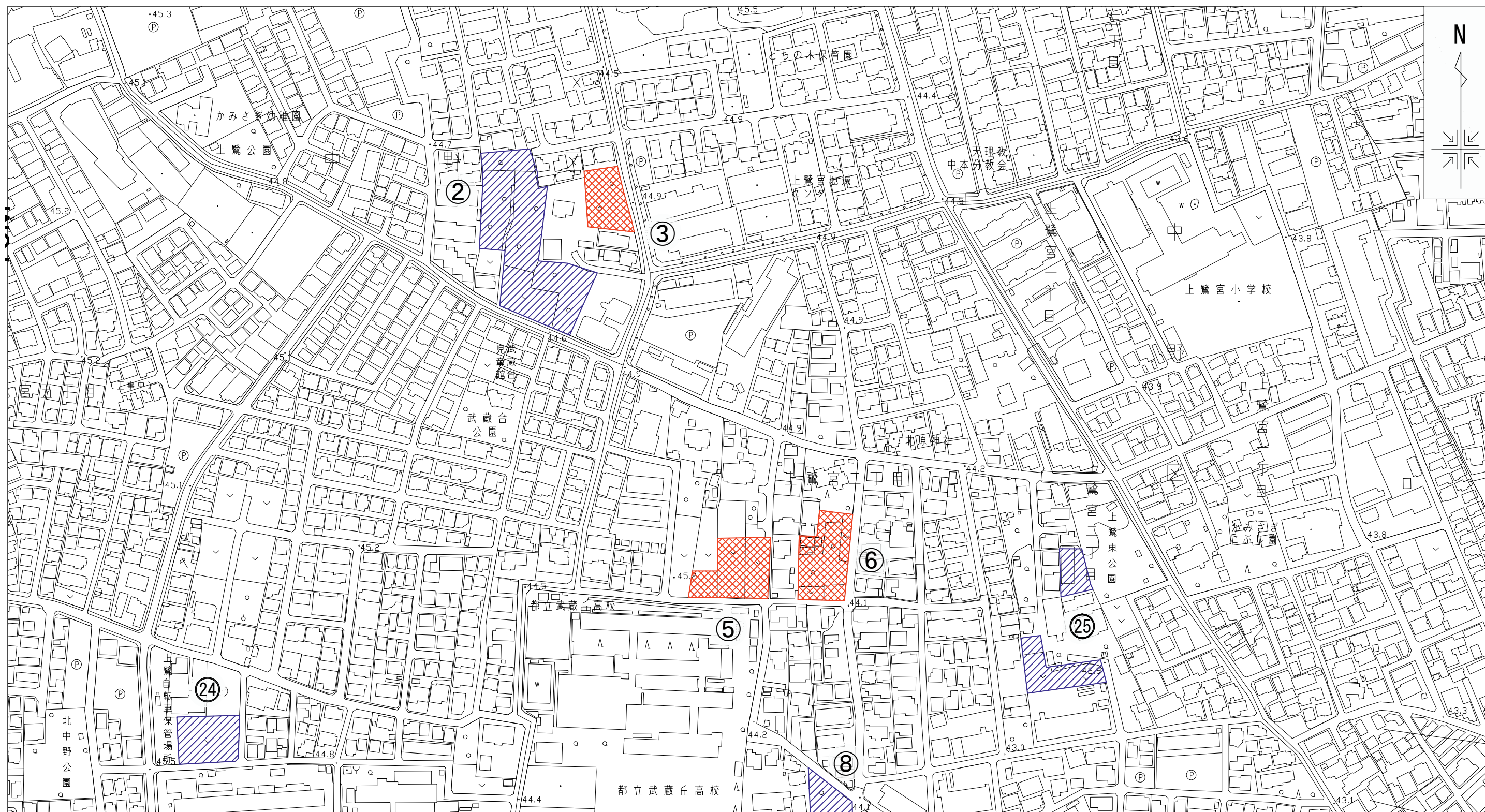
『区域は計画図表示のとおり』

## 理 由



生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。



# 東京都市計画生産緑地地区（地区番号③, ⑤, ⑥）計画図（中野区決定）



## 凡例

	既指定区域
	削除区域

縮尺 1 : 2, 500

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2, 500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 30都市基交著第26号、平成30年5月23日  
30都市基街都第133号、平成30年8月13日